

お客様各位

平成25年4月1日

今年は例年よりも早く桜の花が咲き始め、すっかり春らしい温かい季節となりました。皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 平成25年度税制改正成立
2. 人事労務～4月からの法改正への対策
3. 今月の事務

1. 平成25年度税制改正成立

住宅ローン減税や企業支援減税の拡充を柱とした平成25年度税制改正が4月から施行されます。

既報で注目すべき内容は紹介してきましたが、改めまして主要な改正をまとめました。

法人税では、従業員の平均給与を増やした会社に対し、給与総額の増加分の10%を法人税から差し引く制度を新設した他、設備投資を前年度比10%超増やした場合に、投資額の30%の増加償却か3%の税額控除が認められる制度が新設されます。

所得税では、住宅ローン減税の拡充が図られ、現行制度の期限が切れる平成25年末から4年間延長した上で、消費税率が8%に上がる平成26年4月の入居分から年間の減税額を最大20万円から40万円に倍増します。消費税の引き上げ後に住宅を購入しても、税制でバックアップするものです。

相続税は課税強化の方向ですが、今回新たな制度として、祖父母が孫に教育資金をまとめて贈与した場合に1500万円まで贈与税を非課税とする特例が4月から適用されます。金融機関に届出るなど手続き面で注意が必要です。

2. 人事労務～4月からの法改正への対策

4月から改正される法規制として、高年齢者雇用安定法では65歳までの希望者全員の継続雇用が義務付けられました。これは、厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられることに伴う措置で、3月までに労使協定を締結していれば、61歳を超えると会社側で継続雇用の対象者を選定できるのは従来と同じです。

そして、労働契約法が改正され、有期契約社員が同じ会社に5年続けて勤務していると、無期雇用への転換が認められます。あくまで平成25年4月1日を起点として5年勤務をカウントすることに留意して下さい。

3. 今月の事務

4月は新入社員が入ってくるシーズンです。新入社員を迎える会社は、新入社員に扶養控除等（異動）申告書を提出させ、賃金台帳の調製を行う必要があります。

また、新入社員に限らず、退職者や転勤者が出れば、社会保険は年金事務所に、雇用保険は所轄のハローワークに資格得喪手続きを行う必要があります。

地方税では、1月に個人住民税の「給与支払報告書」を提出した後に退職したり、転勤を伴う異動があるなどして、4月1日現在その市区町村で給与の支払いを受けなくなった社員がいる場合、「給与支払報

告に係る給与所得者異動届出書」を作成し、1月に給与支払報告書を提出した市区町村宛てに、4月15日までに提出する必要があります。この手続きをしておかないと、特別徴収義務が継続したままとなり、会社に督促状等が送付されることがあるので、要注意です。

また、4月2日以降に退職したり、他の市区町村にある事業所に勤務するようになった社員については、1月に給与支払報告書を提出した市区町村宛てに、異動があった日の属する月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出することもお忘れなく。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@lto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>